

瀬戸内市景観条例に係る色彩基準（牛窓眺望景観形成重点区域を除く）

1. 建築物の基調となる色彩は、次の基準に適合したものとすること。

色 相	明 度	彩 度
R、Y R、Y系	3 以上	6 以下
その他		2 以下
ただし、R系については明度 8 以上、かつ、彩度 4 を超えるものは除く。		

（日本工業規格のZ8 7 2 1に定めるマンセル値による）

2. ドア、シャッターなどの色彩は、基調色と同系統の色相とし、明度3以上、彩度8以下とすること。

3. アクセント色は見付面積の10分の1未満の範囲内とし、明度3以上、彩度8以下の色彩とすること。

ただし、平成21年3月31日以前に建築された建築物の改築等にあたり、既存の建築物に用いられている色彩をアクセント色に用いる場合は、明度及び彩度の規制を適用しない。